

小郡市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 広告物等の制限（第4条―第20条）
- 第3章 違反に対する措置等（第21条―第30条）
- 第4章 審議機関（第31条）
- 第5章 雑則（第32条・第33条）
- 第6章 罰則（第34条―第37条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づく屋外広告物（以下「広告物」という。）に関する規制その他必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（責務）

第2条 市は、広告物及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）に関し、この条例の目的を達成するために必要な情報の提供及び知識の普及に努めるとともに、市民及び事業者と連携を図りながら、広告物及び掲出物件に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又は委託により広告物を表示させ、若しくは掲出物件を設置させる者及び広告物又は掲出物件を管理する者は、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止に努めなければならない。

（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 広告物等の制限

（禁止地域等及び禁止物件）

第4条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （1）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及び第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された史跡名勝天然記念物並びにこれらの周囲で市長が指定する範囲内にある地域

- (2) 福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項又は第29条第1項の規定により指定された建造物及び同条例第37条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物並びにこれらの周囲で市長が指定する範囲内にある地域
 - (3) 小郡市文化財保護条例（昭和52年小郡市条例第4号）第4条第1項、第24条第1項又は第36条第1項の規定により指定された建造物及び第44条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物並びにこれらの周囲で市長が指定する範囲内にある地域
 - (4) 小郡市景観条例（平成30年小郡市条例第18号）第8条の規定により定められた景観形成重点地区のうち、市長が指定する地域
 - (5) 道路若しくは鉄道に接続する地域で、市長が指定する区間又は当該道路等から展望しうる地域で市長が指定する地域
 - (6) 古墳及び墓地の地域
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する地域又は場所
- 2 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 橋（橋台及び橋脚を含む。）、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹又は保存樹林
 - (3) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (4) 信号機、道路標識、道路の防護柵、駒止、里程標、カーブ・ミラー、パーキング・メーターその他これらに類するもの
 - (5) 銅像、記念碑その他これらに類するもの
 - (6) 公衆電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト
 - (7) 消火栓及び火災報知機
 - (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (9) 煙突及びガスタンク、貯水タンクその他これらに類するもの
 - (10) 街路灯柱、電柱その他これらに類するもの（立看板、貼り紙、貼り札その他これらに類するものを表示する場合に限る。）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する物件（許可地域等）

第5条 前条第1項各号に掲げる地域又は場所を除き、市内に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（広告物活用地区）

第6条 市長は、第4条第1項に規定する地域又は場所以外の地域で、活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域を、広告物活用地区として指定することができる。

2 広告物活用地区において表示される広告物又は設置される掲出物件については、景観上又は安全上支障を及ぼすおそれのないものとして市長の確認を受けたものに限り、第4条第2項及び第5条の規定は、適用しない。

3 前項の確認方法は、市長が別に定める。

(景観保全型広告物整備地区)

第7条 市長は、良好な景観を保全するため良好な広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該景観保全型広告整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下この条及び第31条第1項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

(2) 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。

6 景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

7 市長は、前項の届出があった場合において、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(広告景観協定地区)

第8条 一定の区域内の土地、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。第12条において同じ。）又は工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域内の良好な景観を形成するため、当該区域内の広告物又は掲出物件に関する協定（以下「広告景観協定」という。）を締結し、当該広告景観協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 広告景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告景観協定の目的となる土地の区域

- (2) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
 - (3) 広告景観協定に違反した場合の措置
 - 3 市長は、第1項の認定を行ったときは、当該認定に係る広告景観協定の目的となる土地の区域を広告景観協定地区として指定することができる。
 - 4 市長は、広告景観協定地区内において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、良好な景観を形成するために必要な指導又は助言をすることができる。
 - 5 第1項から前項までの規定は、広告景観協定の変更又は廃止について準用する。
(適用除外)
- 第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条から前条までの規定は適用しない。
- (1) 法令の規定により表示する広告物又は設置する掲出物件
 - (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動又は政党その他の政治団体等の選挙における政治活動のために使用するポスター、看板等又はこれらの掲出物件
 - (3) 国又は地方公共団体が表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定めるもの（市長と協議して同意を得たものに限る。）
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項及び第5条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件（以下「自家用広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 工事現場の塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又は設置する掲出物件
 - (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又は設置する掲出物件
 - (6) 自動車に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (7) 自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第3号に規定する保管場所をいう。）が他の地方公共団体の区域である自動車に表示する広告物であって、当該地方公共団体の区域において適用される広告物又は掲出物件の規制に関する条例の規定に適合するもの
 - (8) 人、動物、車両（自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物

- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第2項の規定は、適用しない。
 - (1) 第4条第2項第8号又は第9号に掲げる物件に表示する自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 第4条第2項各号に掲げる物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するものについては、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条第1項の規定は適用しない。
 - (1) 自家用広告物等（第2項第1号に掲げる広告物又は掲出物件を除く。）
 - (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件
- 5 自動車に表示する広告物（第2項第6号及び第7号に該当するものを除く。）であって、第5条の許可を受けたものについては、第4条第1項の規定は適用しない。
- 6 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼り紙、貼り札、広告旗、立看板で、規則で定める基準に適合するものについては、第5条の規定は、適用しない。
- 7 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するための広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するものについては、第4条及び第5条の規定は適用しない。
（経過措置）

第10条 現に適法に表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件が、新たに第4条、第5条及び第7条から第9条までの規定の適用を受けることにより、これらの規定に違反する場合においては、これらの規定の適用を受けることとなる日から3年間（規則で定める広告物又は掲出物件にあっては、規則で定める期間。以下「特定期間」という。）は、従前の例により、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができるものとする。

- 2 前項の規定の適用を受ける広告物又は掲出物件（規則で定める広告物又は掲出物件を除く。）については、特定期間内に、この条例の規定に適合させる改修又は除却その他の措置をとることを記載した計画書を市長に提出し、市長が適当と認めるときは、特定期間に更に3年を加えることができる。
- 3 前2項に規定する期間内にこの条例の規定による許可の申請を行った場合において、その期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、従前の例により、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができるものとする。
- 4 地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下この項において同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。）が定められている区域に限る。）において、地区計画策定の際現に適法に表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件は、前3項の規定にかかわらず、変更又は改造を行うまで、従前の例により、当該広告物を

表示し、又は掲出物件を設置することができるものとする。

(禁止広告物等)

第11条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚れ、退色し、又は塗料等が剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- (5) 道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(規格の設定)

第12条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、市長がその表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等について規格を設けたときは、その規格によらなければならない。

- (1) 広告塔又は広告板
- (2) 建築物の屋上に設置するもの
- (3) 建築物の壁面を利用するもの
- (4) 電柱類を利用するもの
- (5) 立看板
- (6) 貼り紙、貼り札その他これらに類するもの
- (7) 建築物から突出する形状のもの
- (8) 自動車に表示するもの

(許可の条件、期間及び更新)

第13条 市長は、第5条又は第9条第4項の規定による許可をするときは、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 市長は、第1項の許可の期間について、更新の許可申請があったときは、更新の許可をすることができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更の許可等)

第14条 第5条又は第9条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造（規則で定める軽微な変更又は改造を除く。）を行おうとするときは、市長の許可（次項及び次条において「変更又は改造の許可」という。）を受けなければならない。

2 前条第1項及び第2項の規定は、変更又は改造の許可について準用する。この場合において、変更又は改造の許可の期間は、変更又は改造の許可を受ける前に受けていた許可の期間の残存期間とする。

(許可の申請及び手数料)

第15条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 第5条の規定による許可、第13条第3項の規定による更新の許可（第5条の規定による許可に係るものに限る。）及び変更又は改造の許可（第5条の規定による許可に係るものに限る。）を受けようとする者は、その申請の際に、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。

(許可の表示)

第16条 この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物又は掲出物件の一部に許可印を受け、又は許可証を表示しなければならない。ただし、広告物又は掲出物件の一部に許可印を受け、又は許可証の表示をすることが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

(管理義務)

第17条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、広告物又は掲出物件を良好な状態に保つよう、補修その他必要な管理を行わなければならない。

(除却義務)

第18条 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者（以下「広告物の表示者等」という。）は、当該許可の期間が満了したとき、又は第28条の規定により許可が取り消されたときは、当該事実の発生した日から10日以内に、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第10条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

(屋外広告物管理者の設置)

第19条 広告物の表示者等は、屋外広告物管理者を置かなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件を管理する屋外広告物管理者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（同条第4項に規定する木造建築士を除く。）の資格を有する者又は法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者でなければならない。

(屋外広告物管理者等の届出)

第20条 広告物の表示者等は、前条第1項の規定により屋外広告物管理者を置いたとき又は変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 広告物の表示者等に変更があったときは、新たに広告物の表示者等となった者は、遅

滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 広告物の表示者等がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 違反に対する措置等

(措置命令)

第21条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、広告物の表示者等に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命じることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、広告物の表示者等が過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却するときは、5日以上を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(保管した場合の公示)

第22条 法第8条第2項の規定による条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称、種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件を除却した日及び場所
- (3) 広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
- (4) 法第8条第6項に規定する費用の徴収に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

第23条 法第8条第2項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、公示の日から2週間（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあつては、2日間）、市の掲示場に掲示することにより行うものとする。

- 2 市長は、法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前項の公示の期間が満了してもなお当該広告物又は掲出物件の所有者等（法第8条第2項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の広報紙等に掲載するものとする。

(価額の評価の方法)

第24条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例、価格、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(売却する場合の手続)

第25条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その広告物又は掲出物件の名称又は種類、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

3 市長は、第1項本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に広告物又は掲出物件の名称又は種類、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

4 市長は、第1項ただし書の規定による随意契約により売却しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第26条 法第8条第3項各号の規定による条例で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(返還する場合の手続)

第27条 法第8条第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件又は同条第3項の規定により売却した代金を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させるほか、規則で定めるところにより返還するものとする。

(許可の取消し)

第28条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 第13条第1項(同条第3項又は第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第14条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第21条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。

(報告及び立入検査)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物の表示者等若しくは屋外広告物管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に、広告物若しく

は掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(処分、手続等の効力の継承)

第30条 広告物の表示者等について変更があった場合において、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前の広告物の表示者等がした手続その他の行為は、新たに広告物の表示者等となった者がしたものとみなし、従前の広告物の表示者等に対してした処分、手続その他の行為は、新たに広告物の表示者等となった者に対してしたものとみなす。

第4章 審議機関

(意見の聴取等)

第31条 市長は、次に掲げる場合においては、小郡市景観条例第18条に基づく小郡市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

- (1) 第4条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第2項第11号の規定により、地域、場所若しくは物件を指定しようとするとき、又はこれらを変更し、若しくは解除しようとするとき。
 - (2) 第6条第1項及び第7条第1項の規定により地区を指定し、又は変更し、若しくは廃止をしようとするとき。
 - (3) 第7条第2項の規定による基本方針を定め、又は変更しようとするとき。
 - (4) 第8条第1項の規定による地区の認定又は変更をしようとするとき。
 - (5) 第9条第2項第1号から第3号まで若しくは第6号、第3項、第4項、第6項又は第7項の規定による基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
 - (6) 第12条第1項の規定による基準を定め、又は変更しようとするとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。
- 2 景観審議会は、広告物に関する事項について、市長に建議することができる。

第5章 雑則

(告示)

第32条 市長は、第4条第1項、第5条、第6条第1項及び第7条第1項の規定による指定をし、又は変更したとき並びに第8条第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(規則への委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第34条 第21条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金

に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項、第2項若しくは第5条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第14条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第18条の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者

第36条 第29条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して前3条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）の規定によりなされている許可については、その許可の期間に限り、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に福岡県屋外広告物条例の規定によりなされている同意については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(小郡市屋外広告物許可申請手数料条例の廃止及び経過措置)

- 4 小郡市屋外広告物許可申請手数料条例（平成12年小郡市条例第14号）は、廃止する。ただし、この条例の施行の際現に福岡県屋外広告物条例の規定によりなされている申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第15条関係）

区分		金額
貼り紙	1枚につき	5円
貼り札	1枚につき	10円
広告幕	1枚につき	400円
立看板	1個につき	200円
アドバルーン	1個につき	1,000円
電柱を利用する広告物	1個につき	200円
広告板、広告塔その他の広告物	1平方メートル未満のもの	1個につき 200円
	1平方メートル以上2平方メートル未満のもの	1個につき 400円
	2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個につき 800円
	5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき 1,600円
	10平方メートル以上20平方メートル未満のもの	1個につき 3,200円
	20平方メートル以上30平方メートル未満のもの	1個につき 5,000円
	30平方メートル以上50平方メートル未満のもの	1個につき 8,000円
	50平方メートルを超えるもの	1個につき 8,000円に50平方メートルを超える面積（1平方メートル未満の端数を生じる場合は、1平方メートルに切り上げた面積）について1平方メートルにつき200円を乗じて得た額を加算した額（その額が50,000円を超えるときは、50,000円）

備考 広告板、広告塔その他の広告物であって照明を伴うものについては、この表に定める額の2倍の額とする。